

平成29年2月6日
事務連絡

三井環殿

人事院公平委員会

主張の要旨の確認について

平成14年第44号
大阪高等検察庁〔懲戒免職処分〕事案
請求者 三井環
処分者 法務大臣

上記事案について、これまであなたから提出された審査請求書、反論書、上申書等の内容からすると、あなたの主張の要旨は別紙のようになると認識しています。修正又は補足の必要があれば別紙に具体的な修正等を加えた上で、平成29年2月17日（金）までに、当公平委員会に提出してください。

以 上

請求者の主張の要旨

- 請求者は、自己の通勤及び次男の高校通学並びに弁護士開業準備のために本件マンションを競落し、入居するつもりだったのであり、居住意思・居住目的があった。また、住宅用家屋の証明書は単なる事実証明文書であり財物でないこと、詐欺的手段による税の免脱は税法上の処罰の対象とはなっても詐欺罪の対象とはならないことから、住宅用家屋の証明書の取得は詐欺罪になるものではない。住宅用家屋の証明書の申請書に「入居済み」と書いても、直ちに入居することは不可能であると区役所の担当者は分かっていたはずであり、また、「入居済み」というのは幅の広い概念であるから、虚偽の申請とはいえない。さらに、亀谷は登録免許税率の軽減措置について渡眞利から事後報告を受けたにすぎず、請求者との間に共謀が成立するはずがない。自ら居住するために軽減措置を受けたのだから、共謀ということはありません、渡眞利を取り調べた大阪地方検察庁の大坪検事が、共謀であるかのようにストーリーを作ったにすぎない。
- 亀谷の捜査資料及び渡眞利の前科調書の取り寄せは、亀谷及び渡眞利の犯罪の可能性を察知した故に行ったものであり、検察官が、対象者について立件予定でない段階で、あるいは調査活動として、前科調書や資料を取り寄せることは、犯罪とされる性質の行為ではない。また、請求者は検察官の補助機関である検察事務官に日常的業務を行わせたにすぎないので法益の侵害がないし、暴力団に関する捜査資料は、大阪高検の刑事事務課に備え付けられており、庁内の者なら誰でも閲覧・コピーが可能である。
- 請求者が検察官としてあるまじき関わり合いを暴力団関係者との間で続けていたなどのことは、処分説明書においては述べられておらず、本件処分とは関連性がないことであり、処分者がこのようなことを審理において主張するのはアンフェアである。
- 本件処分は、検察庁の調査活動費に関して請求者が行おうとしていた内部告発を阻止するために行われたものであり、本来犯罪にならないことを理由にしているため、懲戒権の濫用として無効である。

よって、本件処分は違法、不当であり、取り消されるべきである。